

蜜蜂を飼育する方へ

■ 通年飼育（蜜蜂又は蜂蜜の譲渡・販売）若しくは花粉交配の期間を超えて飼育する場合

各地区養蜂組合が開催する事前調整等（例年8～9月）で調整を諮った上で、毎年、1月末までに「蜜蜂飼育届出書」を、飼育場所を管轄する総合振興局・振興局農務課へ提出してください。

CHECK!



花粉交配用にのみ蜜蜂を飼育する場合、届出は不要となります。

※花粉交配用：数週間～数カ月間の必要な期間、一時的に飼育すること。

■ 花粉交配で使用した蜜蜂の処分方法について

花粉交配用に使用した蜜蜂は、そのまま放置すると蜜蜂の病気の原因となりますので、養蜂業者へ返却するか焼却等の処分をしてください。

CHECK!



貸出の場合	→	養蜂業者へ返却
買取の場合	→	焼却・廃棄

※焼却処分をする場合は、蜜蜂を殺処分してから、焼却を行ってください。

一般廃棄物として処分をする場合は、各市町村に確認の上で処理を行ってください。

■ 腐蛆(ふそ)病の検査について

腐蛆病は家畜伝染病であり、蜜蜂の病気の中で最も大きな被害をもたらしますので、蜜蜂を飼育している者は、毎年受検しなければなりません。

また、花粉交配用に蜜蜂を導入する者は、必ず腐蛆病検査受検済の蜜蜂を導入してください。

※蜜蜂の飼育を始めた場合は、設置場所を管轄する市町村、家畜保健衛生所へ連絡してください。

相談窓口

石狩振興局産業振興部農務課生産振興係

TEL 011-204-5847 FAX 011-232-1157

石狩家畜保健衛生所

TEL 011-851-4779 FAX 011-851-4780



